

同令②中「並びに第41条の19の2第1項」を「、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改し、「回春機要綱」中「16,800円」を「8,400円」に改し、
 附則
 この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の岐阜県児童福祉法施行細則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、同年七月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第五号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十一年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	妹のつばみ いたずら妄想	オービー映画	オービー映画
	色情セリフ妻 秘められた欲望	新東宝映画	新東宝映画
	老人とラプソディ 私如初潮になったとき...	新日本映画	新日本映画
	新日本映画ニコラス 老人とラプソディ 私如初潮になったとき...	新日本映画	新日本映画
	わいせつ性楽園 ～おじさまと私～	新日本映画	新日本映画
	熟女と新人巨乳 したがる生保レディ	オービー映画	オービー映画

2 指定年月日

平成21年1月9日

3 指定理由
 著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第六号

次の医療機関を救急医療施設として平成二十年十二月十七日委嘱したので、救急医療施設取扱要綱（昭和五十年岐阜県告示第七百六十七号）第四の規定により告示する。

平成二十一年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名	所在地	有効期限
医療法人社団慈朋会澤田病院	岐阜市野一色七丁目二番五号	平成三三・二二・一六
小林内科	各務原市鷺沼羽場町三丁目一七三	同
鷺沼中央クリニック	各務原市鷺沼羽場町三丁目三三番地の一	同
医療法人慶城会名和病院	大垣市藤江町六丁目五〇番地	同
医療法人社団紫水会藤井病院	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三三三八番地	同
国民健康保険飛驒市民病院	飛驒市神岡町七二五番地	同

岐阜県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

岐阜県知事 古田 肇

保安林予定森林の所在場所

平成二十一年一月九日

養老郡養老町沢田字東段原一三六一から一三六五まで、一三七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年一月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
県道	朝御岳山日線	高山市朝日町胡桃島字与十郎	四二六番一地区地内	八〇〇	平成三・一・一九	平成一九・一・一九

岐阜県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年一月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
一般国道	四百七十七号	飛騨市神岡町数河字灘見平一〇七八番一地区地内		二五七	平成三・一・一九	平成一九・三・二六

岐阜県告示第十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。（第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

関市

二 事業の種類

関市洞戸保健センター駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県関市洞戸市場字清水及び洞戸通元寺字清水地内

2 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三条第三十一号及び第三十二号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である関市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、関市洞戸保健センター（以下「本施設」という。）に本施設利用者及び職員用駐車場を整備することにより、慢性的に起きていた駐車場の不足を解消するものである。

関市は、第四次総合計画に基づいて保健センターの機能強化を推進しており、昭和五十六年に開所した本施設は、併設されている関市国民健康保険洞戸診療所（以下「洞戸診療所」という。）と一体となり保健事業を展開している。しかしながら、本施設周辺は公共交通機関の整備が十分でないため、利用者、職員ともに自動車での来所が主となることに加え、駐車場を洞戸診療所と共有しているため、混雑が日常化しており、既存の駐車場台数では対応しきれず、路上駐車等の危険な交通状況をもたらしている。また、各種検診実施時には、本施設玄関付近に検診車両を駐車するスペースが無く、やむを得ず本施設周辺にある他の公共施設を利用しているが、検診車両と検診受診者の駐車場を充分確保するには至っていない。

本件事業によって既存駐車場が拡張し再整備されることにより、本施設の来所者の利便性が向上し、路上駐車等の危険な交通状況が改善されること等が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）に周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されてお

らず、また騒音等環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業は、本施設の駐車場として来所者及び職員が利用するにあたり必要な最低限の駐車場を増設するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、本施設来所者の利便性が向上するとともに、来所者が路上に駐車する事象等が改善されること等が期待されることから早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

関市洞戸保健センター

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十二月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人コミシス大和
- 三 代表者の氏名 田中 和久
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市大和町剣一三〇八番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、大和町地域を中心とした周辺地域の個人、諸団体、企業及び地方公共団体に対して、生活環境の保全、産業の発展、青少年の健全育成、福祉の増進等の実践事業及び啓蒙活動に関する事業を行い、雇用の場の確保と生きがいの促進を図り、地域の活性化と発展に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十二月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ほのぼの朝日ネットワーク
- 三 代表者の氏名 高井 道子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市朝日町浅井七三六番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地区の地域住民に対して、介護、福祉、子育てなどに関する事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年一月九日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十年十二月十九日
 - 二 届出者の氏名又は名称 株式会社ニトリ
 - 三 建物の名称及び所在地 ニトリ岐阜店 岐阜市正木中二丁目二番一号 外
 - 四 変更しようとする事項 駐車場の位置及び収容台数
（変更前）二二七台
（変更後）一七三台
- 県営土地改良事業の変更計画の決定
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
- 平成二十一年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	新池地区
縦覧場所	可児市役所
縦覧期間	平成二〇・一一・九から二〇・一二・九まで

土地区画整理組合の理事の退任及び就任

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、犀川堤外地土地区画整理組合から当該組合の理事が次のとおり退任及び就任した旨届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十一年一月九日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した理事

退任年月日氏名	平成二〇・一一・七 堀 孝 正	名住	瑞穂市別府	二二八八番地	所
	小 川 徳 喜	喜	安八郡安八町氷取	一六一番地	
	山 田 一 男	男	瑞穂市祖父江	九九一番地	
	小 川 宏	宏	大垣市墨俣町墨俣	一〇四三番地一	
	白 井 敏 雄	雄	瑞穂市牛牧	一三五番地	
	鹿 野 潔 同	同		一八一七番地	
	水 野 日出夫	夫	瑞穂市祖父江	九〇三番地一	
	山 田 一 夫 同	夫 同		九五三番地	
	小 川 清 隆	隆	瑞穂市宝江	一九番地一	
	森 春 男 同	男 同	野白新田	一三七番地	
	林 和 子 同	子 同	一八条	七四二番地	
	米 重 忠	忠	大垣市墨俣町二ツ木	一八一番地一	
	山 崎 武 志 同	同	墨俣	三〇番地	

就任した理事

就任年月日氏名 平成二〇・一一・八 堀 孝 正

就任年月日氏名	平成二〇・一一・八 堀 孝 正	名住	瑞穂市別府	二二八八番地	所
	小 川 徳 喜	喜	安八郡安八町氷取	一六一番地	
	白 井 敏 雄	雄	瑞穂市牛牧	一三五番地	
	鹿 野 潔 同	同		一八一七番地	
	堀 重 定	定	瑞穂市祖父江	九〇八番地一	
	山 田 一 夫 同	夫 同		九五三番地	
	山 田 隆 義 同	同		九九四番地一	
	小 川 清 隆	隆	瑞穂市宝江	一九番地一	
	森 春 男 同	男 同	野白新田	一三七番地	
	林 和 子 同	子 同	一八条	七四二番地	
	堀 真 澄	澄	大垣市墨俣町先入方	一五一五番地	
	米 山 重 忠	忠	大垣市墨俣町二ツ木	一八一番地一	
	山 崎 武 志 同	同	墨俣	三〇番地	
	山 北 藤 一 同	同		三六四番地	
	小 川 久 夫 同	夫 同		九六二番地	
	小 川 宏 同	同		一〇四三番地一	
	小 川 富士雄	雄	安八郡安八町東結	七〇七番地	
	金 森 幸 雄 同	同		七五〇番地	
	加 藤 勇 夫 同	同		七八番地	
	小 川 久 夫 同	同		九六二番地	
	堀 真 澄	澄	大垣市墨俣町先入方	一五一五番地	
	小 川 富士雄	雄	安八郡安八町東結	七〇七番地	
	金 森 幸 雄 同	同		七五〇番地	

一 敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造に関する認定

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条の二第一項の規定により、公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造について認定を行ったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十一年一月九日

岐阜県知事 古田 肇

一 対象区域

本巣郡北方町北方字長谷川一八五七番一の一部、一八七一番三、一九三〇番二及び北方町所管法定外公共物（水路及び道路）

二 認定年月日

平成二十年十一月二十五日

三 認定番号

岐阜県指令建築第三四七号

平成二十一年一月九日印刷
平成二十一年一月九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共（消費税二、二八六円を含む））
岐阜文芸社